

ちばの木等の木材に関する事前質問内容と回答

平成24年10月26日

質問項目	質問内容	質問に対する回答
ちばの木認証材の入手方法	1 設計士や建築業者が「ちばの木認証材」を入手する方法を教えてください。	産地証明及び合法性を証明する業者と認定された「ちばの木取扱事業者」は、県内で162業者がいます。 162業者の内訳は、素材生産が25、素材流通4、製材加工71、製材流通55 等となっています。 建築業者がちばの木を入手する場合は、これら業者から購入することにより、産地証明等された木材を入手することが可能です。 また、千葉県木材市場協同組合のモクイテシステムメンバーを通じて、市場が取扱う木材を入手することもできます。詳細等をご相談ください。
	2 建築主が直接に「ちばの木認証材」購入することは可能か。	「ちばの木取扱事業者」162業者の内の、製材加工や製材流通業者から購入することは、可能ですが、商取引の慣習もあるのではないのでしょうか。
	3 大きな断面の梁等を入手したいが、どの程度の大きさまでだったら、通常、入手できるのか。	木材市場にて、4000×120×400位であれば、通常入手できますが、5mや6m等の長尺物や大断面の梁等は特注になりますので、選木や製材、乾燥等に時間を要しますので、余裕のある納品計画をお考えください。 この季節であれば、6000×150×360くらいまでなら、生材ですが入手は可能と思われます。時間的に余裕があれば、8000×150×450も可能ではないかと思われます。
	4 山武市産のサンプスギを入手したい場合、通常ストックはどの程度あるのか。不足する場合は、どのように供給されるのか。	通常のストックとなると業者によって異なりますので、それぞれに確認が必要です。ストックを一元的に把握する体制にはありません。 また、この時期であれば、業者が山元等の材を手当てできれば、不足材も生材ではありますが、入手することは可能です。 素材生産業者(森林組合、製材業者、木材市場等で連携することも必要ではないのでしょうか。
	5 公共施設を〇〇郡市産材で建設したいが、どのように材料を調達すればよいか。	使用量が少量であれば、その都度に「ちばの木取扱業者」から調達することは可能です。しかしながら、大量に使用する場合は、伐採する森林の場所から調整する必要があるのではないのでしょうか。
	6 木材は、他の建材と比較して納期が遅延する心配がある。納期について、利用者の評判はどうか。	当木材市場では、あらかじめ余裕をもって対処していただいておりますが、早急に必要な場合は、条件に近い材等で対応することもあります。
	7 ちばの木認証材の流通量と産地(市町村別)の割合を把握しているか。その場合の、数値は。	平成23年度の認証材素材の生産量は、5,646m ³ で、その内、スギの生産量が5,126m ³ であり、生産した業者は、23社でありました。 柱等の製材品に加工され生産された材積は、1,685m ³ で、27社でありました。 産地の市町村別の数値は、集計してありませんが、今後は、集計するようにしたいと考えています。
木材の価格	1 ベイマツの梁と県産材の梁の価格を比べるとどのような状態なのか。	目の粗いベイマツの桁や梁は、県産材よりも安いものもありますが、目の詰んだ硬いベイマツは、県産材よりも高値で取引されています。
	2 梁等の断面寸法によって、木材価格はどのような状況となるのか。	木材価格の差の一定の法則はなく、通常は、幅の狭い材の方が幅の広い材より安価でありませ。具体的に必要な物があれば、ご相談してください。
	3 林業が盛んでない千葉で、少量の地材を使うとなるとコストかかり割高になってしまう。	特にKD材においては、コストがかかりますが、ND材(自然乾燥)なら比較的、手に入りやすい状況であります。 木材価格は、低迷を続けており、住宅価格に占める木材価格はユーザーにとって大きな負担にはならないと考えます。また、地域材を利用することにより、地域の森林整備が促進できることを考えていただき、多少割高でも積極的に千葉県産材を活用していただけたら幸いです。
1 乾燥材の入手は、簡単にできるのか。	本県の場合、県産材を製材している業者の多くが、乾燥材と言えば天然乾燥で対応している状況であり、乾燥施設を所有して含水率を計測して出荷している製材業者は県内では少ないです。 千葉県に限らず他県でも乾燥施設の導入が課題となっている状況ではないのでしょうか。	

	<p>2 「ちばの木認証材」で乾燥された木材は入手できるのか。この場合の乾燥方法は。</p>	<p>天然乾燥の木材の入手は容易ですが、指定含水率をクリアした材を入手するためには、適格な強制乾燥をする必要があります。これらを購入するためには、時間と乾燥費用を当然に必要としますので、予めの確認が必要です。</p> <p>乾燥方法としては、天然乾燥、除湿乾燥、高温乾燥、中温乾燥、低温遠赤外線乾燥、燻煙乾燥等、様々な乾燥施設がありますが、条件に見合った乾燥方法を選定する必要があるかと思えます。</p> <p>当木材市場ではND材が主体となっていますが、単価と納入期限に余裕があれば、KD材を納めることも可能です。</p>
	<p>3 利用者は、グリーン材と乾燥材のどちらを求めているのか。</p>	<p>近頃はプレカット主体の住宅建築となっていますので、速めの完成を望まれることもあり、乾燥材を求めてくるが多くなりました。</p> <p>また、公共建築物などでは、仕様により乾燥材を必要としています。</p> <p>利用者に木材を納入する業者は、木材の特性を十分に説明して理解を得て、用途に適した木材を選定するよう助言する必要があると考えます。</p>
<p>乾燥材</p>	<p>4 乾燥方法にも色々あると思いますが、最も良いと考えている乾燥方法を教えてください。</p> <p>また、その方法で乾燥した木材を入手することは可能か。</p>	<p>木材の乾燥には大きく分けて4種類あります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 蒸気式乾燥 2 燻煙式乾燥 3 天然乾燥 4 低温遠赤外線乾燥 <p>木材を早期に出荷する場合はどうしても人工乾燥が必要ですが、1、2はいずれも100℃内外の高温による強制的な乾燥となり、生材を早期に乾燥させるには適していますが、木材の繊維等を破断し、木材の本来持っている色や艶を損なうこととなります。また、加工時の仕上がりが良くない状況もあります。</p> <p>3の場合は、木材のストックヤードの確保や出荷までの時間等に問題があります。</p> <p>4は、近年開発されて注目されている乾燥方法です、遠赤外線により、約30℃～35℃の照射熱により木材に含まれている水分を自然に放出する仕組みになっています。木材の繊維を破断せず、かつ色艶を損ないません。この方式の施設を有している業者は少なく、注目度が高いため乾燥を依頼しても短期での入手が困難な状況にあります。入手を希望される方は、木材市場等にご相談ください。</p>
	<p>5 千葉には乾燥設備が少なく、乾燥材を量産できないので公共事業では使いづらい。</p>	<p>本県に限らず、他県でも乾燥施設の少ない状況は問題となっており、ご指摘のように公共事業等で木材を大量に使用する場合は、困難な場面が多々あると考えます。</p> <p>乾燥施設が少ない理由は、乾燥設備を所有している、乾燥材による付加価値が余り見込めないためであり、これは、林業地の大手メーカーなどが乾燥材を安価で出荷していることが要因の一つであると考えます。</p> <p>現実には、県外での乾燥施設の活用も視野に入れて、出荷計画を策定する方法もお考えください。</p> <p>なお、木材市場では、極力自然乾燥材で対応していますが、低温乾燥や中温乾燥で乾燥された木材でも対応できるようになりました。</p>
	<p>6 県産材で葉枯らし乾燥して木材を供給している業者はいますか。</p>	<p>葉枯らし乾燥を行っている業者は、市原方面にいと聞いていますが、一般的には少ないようです。</p>
	<p>1 ちばの木認証制度に関する助成金や優遇等は、どのようなものがあるか。</p>	<p>公共建築物、公共土木工事や補助金からみの補助金等については、その仕様の中に地域材（県産材）等を利用することが条件となることが多々あります。この場合、「ちばの木認証制度」で認証された木材は、公共工事等の検査の際にそれを証明できる書類となります。</p> <p>このため、ちばの木認証事業者に登録されますと、ちばの木認証材として県産材を取扱うことができることとなります。</p> <p>以下、補助制度等について説明します。</p> <p>※ 国土交通省実施の補助事業での木材販売のメリット</p> <p>平成23年度まで実施された「木のいえ整備促進事業」及び平成24年度から実施される「地域型住宅ブランド化事業」では、住宅建築に際して合法性及び産地証明された木材の使用が義務付けられており、これらの補助事業で県内に建築される住宅の木材は、「ちばの木認証制度」等で認証された木材が利用されることとなる。</p> <p>「地域型住宅ブランド化事業」では、補助事業を実施するグループ募集が行われ、県内では5グループが採択され、補助金上限120万円が受けられる住宅、合計46棟が配分されている。また、今後、グループの2次募集も予定されている。</p> <p>※ 千葉県実施の補助事業での木材販売のメリット</p> <p>千葉県では、「ちばの木住まいづくり支援事業補助金」により、「ちばの木」で住宅を建築する場合、市町村と連携して1棟50万円を補助しており、「ちばの木」を50%以上使用することが条件となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 県内で実施している市町村：市原市、山武市、香取市、鴨川市、横芝光町

		<p>※ その他 「公共建築物等木材利用促進法」が平成22年10月から施行され、今後、市町村で「木材利用方針」等が策定されると、公共建築物の構造材や内装材に産地証明等が求められることとなり、「ちばの木取扱事業者」となることのメリットは大きいと考える。 更に、林野庁の平成25年度概算要求でも、地域材を活用した住宅建築に対する新たな助成制度を要求していると聞いている。</p>
その他	2 県産材利用による建築主の最大のメリットは何か。	<p>建築主の最大のメリットは、難しい質問であるが、上記の補助制度の他に、その建築主がエコの思想があれば、ウッドマイレージの考え方でCO2の削減に貢献するとか、千葉県が実施している「美しいちばの森林づくりちばの木づかいCO2固定量認証制度」により、CO2固定量の認証書が交付され、それによる金融機関の住宅ローンの金利割引を受けられる場合があるなどではないでしょうか。 本日、販売している「木の家に住みたくなったら」の本の中には、木材の良さなどが書かれていますので、建築主に木造住宅を提案する場合に役立つのではないのでしょうか。</p>
	3 ちばの木認証制度で、県外産や外国製品までも、この制度の枠組の中で行うことに少し疑問を感じる。	<p>ちばの木認証制度は、合法性の証明と産地証明を行う制度であり、この内、県外産及び外国産については、管理票Bで合法性の証明を行うものである。 合法性の証明は、全国的に各県や各団体で実施されている制度であり、むしろ一つの制度で合法性と産地証明をする方が、混乱が生じないと考えています。</p>
	4 ちばの木認証の書類を作成する際、留意すべきことを教えてください。	<p>1 合法性等を証明する書類の写しを必ず添付すること。 2 発行番号は、発行する管理票ごとに各出荷者が任意の番号を付けて、出荷者は管理簿で管理すること。従って、発行番号の同じものは、存在しないこととなる。 3 管理票は「正本」（自社が押印したもの）を販売先に渡し、複写した「控え」は、発行者が保管するとともに、認証センター（千葉県木材振興協会）にFAX等をする。 4 管理票には、「ちばの木」の原木を伐採した事項が最初の段に記載されることとなるので注意すること。</p>
	5 県産材で耳にするのは、山武スギですが、その他の樹種は、市場に供給（植林）されていますか。	<p>当木材市場は、サンプスギを主体にヒノキ、サワラ、ケヤキ、カシ等、様々な材を取り扱っています。</p>
	6 南房総市方面でも材木屋さんがありますが、県産材を取り扱っているか。	<p>南房総市や近隣の鴨川市等で地元材や県産木材を主体に製材している業者が何社かあります。</p>
	7 房総方面の森林で育った木材は流通しているのでしょうか。	<p>ちばの木認証制度では、販売管理票に伐採地の場所とそれらを証明する森林法等に基づく伐採の許可等の証明する書類を添付することになっております。よって、ちばの木認証材では、伐採箇所も証明することとなり、南房総市で伐採された木材も流通しています。</p>